

第1号議案

定款の変更及びその認可申請について

(案)

1. 定款の変更

会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使に関する会員の利便性向上を図るため、別紙1のとおり定款の変更案を作成し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の33第1号の規定に基づき次回総会に付議する。

2. 定款の変更の認可申請

1. の変更案が次回総会により議決された後、電気事業法第28条の18第2項及び広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）第4条第1項の規定に基づき、別紙2及び総会の議事録により、経済産業大臣に対し、定款の変更の認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：定款変更案 新旧対照表

別紙2：定款変更認可申請書

(参考)

定款の変更について

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使方法に関する変更
【該当条文：第9条、第11条、第25条】
 - ・会員が行う会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使について、従来の書面による方法に加えて、電磁的方法も可能とする旨変更

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p style="text-align: right;">平成27年4月1日施行 令和2年2月1日変更</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">定款</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>	<p style="text-align: right;">平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">定款</p> <p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成29年3月31日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成29年3月31日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p><u>令和2年2月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(加入)</p> <p>第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機関に対し書面で加入する手続をとらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(加入)</p> <p>第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、本機関に対し書面又は電磁的方法で加入する手続をとらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面で通知しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(会員の責務)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面又は電磁的方法で通知しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>(書面等による議決権の行使の方法)</p> <p>第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面をもって、議決権を行使することができる。この場合、書面により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(書面等による議決権の行使の方法)</p> <p>第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面又は電磁的方法をもって、議決権を行使することができる。この場合、書面又は電磁的方法により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (令和2年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この定款は、令和2年5月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

様式第 3 (第 4 条関係)

定款変更認可申請書

令和 2 年 3 月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 金本 良嗣

住 所 東京都江東区豊洲 6 - 2 - 1 5

電気事業法第 28 条の 18 第 2 項の規定に基づき、定款の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。※添付略
- 2 変更しようとする年月日
令和 2 年 5 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由
会員の加入・変更手続及び総会における議決権行使に関する会員の利便性向上を図るため。
- 4 定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。

別紙 2

定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要

(将来見込みを含む案)

定款の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
令和元年 7 月 1 日	・ 経済産業大臣が現行の定款の変更の認可。
令和元年 12 月 11 日 ～ 令和 2 年 1 月 7 日	・ 本変更案（別紙 1。以下同じ。）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・ 意見は 0 件（令和 2 年 1 月 14 日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和 2 年 1 月 31 日	・ 2019 年度第 3 回評議員会により、本変更案を議決。
令和 2 年 1 月 31 日	・ 第 230 回理事会において、本変更案を議決。
令和 2 年 3 月 2 日	・ 第 9 回通常総会において、本変更案を議決。